

事務連絡  
令和4年3月4日

認可保育所等に児童が在園する  
保護者の勤務先事業主の皆様

大田原市保健福祉部保育課長

まん延防止等重点措置期間の再延長に伴う自主休園に対するご配慮について（依頼）

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保育園等の利用については、令和4年1月27日から3月6日までの間、保護者の皆様に自主休園の要請をしているところです。

本市の保育所等については、引き続き感染防止を徹底した上で原則開所としておりますが、栃木県に対するまん延防止等重点措置の適用が3月21日(月)まで再延長されることから、自主休園の要請についても、令和4年3月21日(月)まで継続することといたしました。

保護者の皆様に対して、ご家庭での保育が可能な場合には、保育所等の利用を自主的にお休み（自主休園）していただくようお願いしておりますので、事業主の皆様方におかれましては、保護者の皆様の勤務について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 自主休園要請期間（継続）

令和4年1月27日（木）～令和4年3月21日（月）

※まん延防止等重点措置の適用が再延長された場合は、原則、自主休園の要請についてもその期間に合わせて継続する予定です。

大田原市役所  
保健福祉部保育課保育係  
電話 0287-23-8769